

第 3 7 9 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 3 年 5 月 6 日

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「さわら流しさし網漁業許可の公示について」

諮問された公示の内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」

事前協議の内容を事務局が説明した。

第3号議案 「令和2年度の連合海区漁業調整委員会の結果について」

事務局が概要を報告した。

第4号議案 「瀬戸内海広域漁業調整委員会について」

令和3年3月24日に開催された第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要を事務局が報告した。

6. 議事のあらまし

委員会の定刻となり、北尾会長が議長となり、議事録署名人に宇山委員と大北委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「さわら流しさし網漁業許可の公示について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（秦主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

さわら流しさし網漁業の許可が、従来この漁業が営まれていなかった漁協へ移るといことで、新規許可としての扱いとなります。ご意見があればお願いします。

〔北野委員〕

操業区域は、前の漁協のままの区域になるのですか。

〔事務局（秦主任技師）〕

従来の許可と同じ内容になっています。

〔松本委員〕

許可の条件で、燧灘での操業についての記載がありますが、燧灘も操業区域になっているのですか。

〔事務局（益井主任）〕

この許可には関係のない部分ではありますが、従来からこういう形で条件を定めているので、今回の新たな許可についても同じ内容とすることになっています。

〔松本委員〕

明文している以上は、燧灘も該当するのではないですか。

〔事務局（益井主任）〕

このサワラに限らず、ものによっては、許可している以上のものを条件として定め

ていることもあるので、それについては読み飛ばしていただくという整理になっています。

〔松本委員〕

ということは、この許可については、この文面は読み飛ばし、燧灘での操業は該当しないということなのですね。

〔事務局（益井主任）〕

そうです。

〔小見山委員〕

この他の中讃のサワラの許可も、同じ条件になっていますか。

〔事務局（益井主任）〕

全部一緒です。

〔志摩委員〕

しかし、該当しないのに燧にも行っている人がいるのではないのですか。

〔事務局（益井主任）〕

燧も行ける許可もある中で、中讃地区に限定された許可もあり、入り混じっていることから、広い方に合わせた形で、条件が定められているということになっております。

〔小見山委員〕

それなら私の許可は燧まで行けないのでしょうか。

〔事務局（益井主任）〕

小見山委員の許可がどうなっているのかは分かりかねますが、もともと燧灘までいける許可がある中で、許可の移動が繰り返されて、区域が狭められたという経緯もあるかと思います。

〔志摩委員〕

行けないのなら行かないで構わないけれど、そここのところは、はっきりするのならはっきりしないといけません。

〔橋本委員〕

うちの許可も、昔は燧灘まで行けました。

〔事務局（柏山課長）〕

今回公示している許可は、燧灘まで行けるものにはなっていません。中讃地区の許可は、燧灘に行けるものと行けないものがある中で、条件としては、県の許可のシステムの関係もあって同じ内容のものを記載しており、今回もそのように許可をしたいと考えています。

〔志摩委員〕

あいまいな答えでは、答えにならないでしょう。

〔事務局（柏山課長）〕

消した方がわかりやすいというのであれば、消すという選択肢もあります。

〔志摩委員〕

行けるのに行けんというのもおかしいのではないですか。

〔小見山委員〕

（中讃の連中は）みんな燧灘へ行っていると思います。

〔事務局（益井主任）〕

許可証に定めたとおり、操業してもらっていると思っています。

〔志摩委員〕

行けないのなら行けないで構わないけれど、気付いたらみんな行っているのに、我だけ行けないというのもおかしい話です。

〔山本委員〕

条件と操業区域は一緒なのでしょうか。

〔事務局（柏山課長）〕

違います。操業区域は操業区域でありまして、その範囲内で、どういう条件で操業するかということです。

〔山本委員〕

東讃においても、小豆島の連中は東讃に来れないことになっているのに、東讃まで来て操業しています。

〔松本委員〕

今回の許可のことで、愛媛、広島などの他県ともめることはないのですか。私が心配しているのはそこなんです。

〔事務局（柏山課長）〕

この許可につきましては、昨年まで許可を受けていたものを他漁協に名義変更するものであり、そういう意味では県内調整がとれていれば、他県との関係はないと思います。

〔志摩委員〕

議長、その辺のところをはっきりしてもらわないといけません。

〔事務局（柏山課長）〕

この許可は、燧灘へ行けない許可です。

〔小見山委員〕

だけど中讃の方はみんな行っています。

〔事務局（柏山課長）〕

これと同じ操業区域の人は、燧灘へ行けない人です。

〔志摩委員〕

行った、行かんの話をするのであれば、ほぼほぼ中讃の連中も燧灘へ行っていますが、燧へ行ける許可を持つ者と、持っていない者のばらつきがあるのだったら、そのところは指導するなりどうなり考えてもらわないと、みんなが行っているのに捕まらないで操業できるのなら、当然行きたいということになるでしょう。

〔小見山委員〕

全員行けるでしょう。

〔事務局（益井主任）〕

全員ではありません。許可の移動の経緯もあって、燧灘に行ける人と行けない人がいます。

〔小見山委員〕

操業区域について、許可の移動先と重複する部分の区域に合わせて許可するという考えは、今までどおりなのでしょうか。

〔事務局（益井主任）〕

公示は必要になりますが、そういう運用は続けていく予定です。

〔志摩委員〕

さわら流せだけでなく、中讃地区の中で許可の操業区域が狭まることのないよう、確か三木君のときから進めていたが、その後ちっとも進んでいない。法改正もあって罰金も高くなり、その辺は県も考えてくれないと。中讃地区は漁船漁業が多い。その中で許可を動かす度に、狭い許可の範囲になってしまうということで、確か3年も前に水産課とも話をしていたはずですが、いまだ何の寄り合いもないという現状です。

〔事務局（益井主任）〕

そういうご要望をいただいている中で、法改正の話があり、新たな制度に落とし込めないかとも考えるにあたって、漁業の根拠地というのを定めましたが、調整がとれれば漁業の根拠地を広く定めるというのも可能という議論をさせていただいた中で、法改正のタイミングではそこまでの調整は整わなかったということで、許可の実績に基づいてひとまずは根拠地を定めさせていただいたというところでございます。

〔志摩委員〕

課長、この問題について、他の地区のことまで言うつもりはないのだけれど、中讃地区においては許可を動かして狭まるということではいかんという動き、考え方もあるということを重々承知していただき、早急に対応を考えてもらいたいです。

〔小見山委員〕

今使っている許可であれば、組合が変わっても同じように操業できるのは当然の話だと思います。このままでは、しまいに操業する場所がなくなります。

〔志摩委員〕

許可の操業海域を狭めていったら、漁業の衰退はあっても発展はなくなってしまうと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

法改正の以前から、中讃地区のご要望をいただいている中で、どういうふうな調整を進めていくかについては、地元海区委員さんとも相談させてもらいながら、今後進めさせていきたいと考えています。ただ全ての漁業を同一に扱うのはなかなか難しいと思うので、できるものから考えていく必要があると思います。

〔志摩委員〕

できるものからと言いますが、3年前からひとつも進んでいません。話し合いすらありません。ブロック長として話をした覚えもありません。最初の1回、2回は話をしたけれども、ただブロック長は横で見ていてくれということで、会の代表者を決めただけで、会自体は全くしていません。あれ以来招集がかかったこともありません。中讃の中で話し合いをせよというのなら、いくらでもするけれど、県の指導のもとに進めていくものだと思います。全く受け答えができない状態で、もう2年半ぐらいになります。

〔事務局（柏山課長）〕

漁業法の改正の説明会のときにもそういう話をいただいていたので、どういうふうな形で話し合いを進めていけばよいのかも含めて、今の段階でいつまでと、はっきりとは言えませんが、相談して進めたいと思います。

〔志摩委員〕

中讃のブロックの中でまず話を確立してくれと言うのなら、わしもできるんだけど、何か話が立ち消えて、法律だけが先走って罰金だけが上がり、取締りがきつくなって、割に合わん話です。それこそ罰金が高くなって、海上保安庁の取締りのやり方もえげつないというか、聞くところによると、そこまで取り締まるのかというところもあります。よい機会なので言わしてもらいますが、捕まえるのなら捕まえるで、ちゃんと申し送りをしないとイケない。70歳や75歳にもなる人が、法律が変わったからといってすぐに対応できるわけもない。きちんとした説明を各単協なりブロックにすべきだと思います。

〔北野委員〕

操業区域に中讃と燧灘が混じるのなら、中讃と三豊の両ブロックで話し合いをさせればよいのではないのでしょうか。

〔志摩委員〕

行くなというのなら行かないが、周りが行っているのに行かないというわけにもいかない。正直この許可は、私の孫が許可を取って操業するのだけれども、こんなおかしな状態で行けとも行くなとも言えません。

〔事務局（柏山課長）〕

三豊市・観音寺市が入っている許可と入っていない許可とでは、当然その取扱いは違うことになります。

〔志摩委員〕

それならそれで構わないが、燧灘に行ける人間と行けない人間の名簿をいただきたい。今までみんな行っていたと思うが、小見山さんどうか。

〔小見山委員〕

私は今まで行けないということを知ったことはないです。

〔事務局（柏山課長）〕

操業区域の部分については、県としても再度早急に指導するようにいたします。

〔志摩委員〕

海区の場で言うと、それで決まってしまう。今までほったらかしにしておいて、今さら行けないと言っても、私の知っている範囲内では、全員燧灘へ行っていたと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

許可の区域については、組合の中でも複数の区域があるものがございます。そういう中で、適正に操業するよう再度指導させていただきます。

〔志摩委員〕

いや、指導するというのではなくて、今までは何だったんだということを言いたいのです。今まで放っておいて、海区で指摘されたから捕まえるのですか。フェジーな状態でおいておくというのなら文句も言わないけれど、抜け道みたいな話をされて、こんな話を地元を持って帰れば、私はみんなに恨まれます。

〔北尾会長〕

いろいろと意見はありますが、今回の許可については、燧灘へは行けないということで、今まで許可がないのに燧灘へ行っていた者については、水産課の方で指導する

ということで、諮問のあったこの件については適当である旨、回答してよろしいでしょうか。

〔志摩委員〕

小見山さん、これでよいのですか。

〔小見山委員〕

今まで誰にも文句を言われなかったから、行けたということなのでしょうけれども、今後は摘発するというのはどうなのかとは思っています。

〔北尾会長〕

今後指導していくということです。

〔志摩委員〕

この問題ははっきりしないといけないと思います。この許可を持っていた人も燧灘へ行っていました。今回の手続きを機に行けないということをお納得しろという話なのかということです。これまで燧灘でのさわら流せの操業で、愛媛の県境へ行って捕まったという話は聞いていますが、それ以外で捕まったというのは聞いたことがありません。燧灘は行けるものと思っているし、私の知っている範囲内では、中讃の者はほぼ燧灘へ行っていると思います。

〔事務局（柏山課長）〕

県としては、許可証に記載している操業区域の範囲内で、適正に操業するよう指導してきたところです。

〔志摩委員〕

であれば、行けないにせよ、今まで操業できていたのは、どういうことなのでしょう。

〔事務局（柏山課長）〕

今まで操業していた、していないという部分については、県としても把握していないところが当然でございます。

〔志摩委員〕

把握していないのに人を捕まえられないでしょう。県が把握しているのだから、このような文言が入るのではないですか。

〔事務局（柏山課長）〕

これについては、他の許可についても、同じように書いているというものです。

〔志摩委員〕

そうではなくて、今まで摘発しなかったのはどういうことなのかということをお聞いているのです。

〔事務局（柏山課長）〕

県として行っている、行っていないということについては、把握していなかったということです。

〔志摩委員〕

それであれば、県の手落ちということになりませんか。

〔事務局（柏山課長）〕

手落ちということであれば、適正な操業に向けて指導していくということです。

〔志摩委員〕

そんな自分勝手なことを言ってもいけないでしょう。私たちが知らなくても、あなた方は捕まえるでしょう。

〔事務局（柏山課長）〕

ただここで、燧灘に行けるのか、行けないのかということでお話をいただいています。これについては、三豊市・観音寺市が入っている許可は燧灘へ行けるということです。

〔志摩委員〕

そんなことはわかりますが、今期をもってきちんとやるということなのですね。では、燧灘に行ける人間が何人いるのか、益井君、調べてください。

〔事務局（益井主任）〕

逆に言いますが、燧灘に行けない人は、この許可を含めて3つだけでした。なので、皆さんの認識としては、ほとんど燧灘へ行けるというものであったのだらうと思っています。

〔志摩委員〕

この丸亀の許可は古いものだったと思うのですが、燧灘へ行けなかった流れがよくわかりません。

〔小見山委員〕

残りの丸亀の許可は、全部燧灘が入っているのですか。

〔事務局（益井主任）〕

入っています。

〔志摩委員〕

そもそもこの許可はどこからきたのでしょうか。今更ながらこの許可で操業できようができまいが構わないのですが、ここまでこの許可を待っているのに、はっきりとしない状態でだらだらとされても嫌になります。

〔小見山委員〕

燧灘にいけない3つの許可は、全て丸亀なのですか。

〔事務局（益井主任）〕

丸亀1つ、本島1つ、高見1つです。

〔志摩委員〕

高見で燧灘に行っていない人はいないと思います。どこからきた許可なのか。

〔事務局（益井主任）〕

今手元に資料がないので、個別にはお答えできません。

〔小見山委員〕

3つということで、他の許可と同様の内容に扱うことはできませんか。

〔志摩委員〕

私の提案ですが、現在の状況で燧に行けないのは仕方ないとして、今後の協議によっては、行ける可能性があるのかないのか、検討してほしいです。

〔山本委員〕

3つだけなら、協議して行けるようにしたらどうですか。燧灘に行ける未更新の許可もあるのではないですか。そこのところも調べてやり直してはどうですか。課長、

どうですか。

〔事務局（柏山課長）〕

許可の経緯を再度確認する部分もあろうかと思いますが、操業区域については、当然地元調整の整ったものについて、許可区域を定めてきているものであります。そういう意味で、許可区域は未来永劫変わらないというのではなく、調整が整ったものについては、変更ということもあろうかと思いますが。

〔山本委員〕

今回は同業者と他種漁業の同意があったら了解となるのではないですか。未更新の許可で行けない許可があるのなら、同じように処理しておく方が将来的にもめなくてよいと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

確認しないといけないと思います。

〔小見山委員〕

未更新の許可はあるのですか。

〔事務局（益井主任）〕

手元の資料では把握できません。

〔志摩委員〕

今回の許可に関しては、4月20日から操業したかったのですが、手続き上の問題があって間に合いませんでした。ルールに則ってやりたいということで、今回海区委員会を開いてもらいましたが、このうえ待てというのなら、今漁期はもう操業できません。操業区域について今後検討していくということであるのなら、今回の内容で納得がいきます。先ほども申し上げたとおり、中讃地区においては、許可の移動によって範囲が狭まらないよう、操業海域としては一律になるよう検討しているところです。

〔事務局（柏山課長）〕

今回の許可に燧灘を追加するということについては、地元内での話し合いがつけば、県としてもそういう対応をしていくということです。

〔北野委員〕

最初に言ったとおり、中讃と西讃の話がつけば、それでよいのではないですか。

〔山本委員〕

とりあえず、許可された範囲で操業して、同業者・他種漁業、ブロック間の協議が整ったら県にも入って検討してもらったらよいのではないですか。

〔志摩委員〕

私もそれで結構です。

〔山本委員〕

志摩委員、もう操業の準備をしているのでしょうか。

〔志摩委員〕

網も積んで、今日も船の手入れをしているところです。

〔嶋野委員〕

山本委員の言うとおおり、現在の範囲で許可して5月8日から操業できるようにさせてあげればよいのではないですか。燧灘に行けない3統については、今後地元で協議し、同意がとれれば認めるというようにしないと、收拾がつかなくなります。

〔志摩委員〕

（燧灘に行けない3統のことは）今年の話でなくもよいのです。ずっとこの先、燧灘に行けず、許可証にばらつきがあって、流れといわれがわからないというのはどうかということです。

〔事務局（柏山課長）委員〕

地元内での話し合いがつけば、県としても前向きに検討していきたいと思います。

〔北尾会長〕

そうしましたら、諮問された内容で公示するというので答申してよろしいでしょうか。

（一同。異議なし。）

〔北尾会長〕

それでは、適当である旨、答申することとします。

〔北尾会長〕

次の議題の「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」、事務局説明願います。

〔事務局（中山副主幹）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

改正漁業法により、密漁対策としてアワビとナマコについては、漁業許可、漁業権に基づく場合以外は、原則採捕禁止となりましたことから、採捕の実態があり、関係者の調整が整った箇所については、新規として弾力的に対応していく方針としています。今回20件の新規及び区域拡張の要望が上がっています。また、第一種区画漁業については、ノリ、アオノリ、ワカメ、カキ等7件の新規、区域変更及び漁期変更の希望が上がっています。今回は、事前の事前の協議ということで、今月下旬頃に正式な事前協議があり、その後7月に正式な諮問、8月に公聴会、9月に被免許者の決定というスケジュールであります。この件について、何かご意見等はございますか。

〔志摩委員〕

与島漁協の櫃石島の波止の沖のワカメの漁場は、アカガイの漁場のすぐ隣でしょうか。

〔事務局（中山副主幹）〕

そのとおりです。隣合わせになっていて、もともとワカメがあった漁場で、漁期の変更をするものです。

〔志摩委員〕

わかりました。

〔北尾会長〕

他に意見はございますでしょうか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

無いようですので、次の議題に進みます。「令和2年度の連合海区漁業調整委員会の結果について」、事務局報告願います。

〔事務局（中山副主幹）〕

(資料3に基づいて説明)

[北尾会長]

令和2年度の連合海区漁業調整委員会について、愛媛とは開催せず、広島とはWeb開催とし、岡山とは岡山県に出向いて委員会を開催したということでございます。この件について、よろしいでしょうか。

[小見山委員]

下津井のたこつぼの検査はしたのですか。

[事務局(益井主任)]

はい、行いました。

[小見山委員]

調査の方法は、許可証上のつぼ数でいくのですか、それとも個人個人の個数で調査していくのですか。

[事務局(益井主任)]

許可証に全体の個数は2千個と書いたうえで、個々の個数、東塩飽で使用できるつぼ数も限定しております。その中で、そういったことが守られているかどうかということ、4月26日に下津井漁港に行って、現物を確認してまいりました。結果として、全体で2千個を超えるような漁業者はおりませんでした。一部を除いて、そもそも保有しているつぼ数の総数が、東塩飽で定めている個別の個数よりも、少ないというような状況でございまして、その一部の漁業者に関しても、西塩飽が中心の漁業者、あるいは、西で多く操業している漁業者についても、許可証に反しているような状況は認められませんでした。

[小見山委員]

例えばつぼ数500個の漁業者がいたとしたら、500個の漁業者全員が、その500個よりも少なかったということですか。そんなことはまずないと思いますが。

[事務局(益井主任)]

私たちが見てきた状況で、想像していたよりは、保有している数が少ないなという印象はございました。

[志摩委員]

500個というのは、与島漁協の話ですか。

[事務局(益井主任)]

東塩飽のことです。

[小見山委員]

許可証上は2千個ですが、下津井は個人個人で操業できるつぼ数が決まっています。個人個人のつぼ数で守らせるということですね。

[事務局(益井主任)]

そのとおりです。

[小見山委員]

下津井の漁業者は、香川で2千個、岡山で2千個、合計で4千個やれるのではないのですか。

[事務局(益井主任)]

そういうことも想像していたのですが、現場に赴いて話を聴く限り、現場の認識と

しては、岡山も香川もあわせて2千個というのが、共通の認識でございまして、そんなにつぼを持っている漁業者はいないということでした。

〔小見山委員〕

どだい考えても、500個では商売になるわけがありません。

〔志摩委員〕

500個というのは、長いところでなわが2本、短いとことでは3本ということですね。50個や60個付けて操業するというのならわかりませんが。

〔事務局（益井主任）〕

今回の調査では、個別の本数というよりも塊を見たので、現場に入れている本数とは必ずしも一致しませんが、漁港で保管している状況を確認した限り、想像していたよりは数が少なかったということです。

〔小見山委員〕

22隻全部で、つぼ数は何個だったのですか。

〔事務局（益井主任）〕

許可数は21です。手元に合計数はないのですが、許可しているつぼ数よりも、大幅に少ないです。

〔小見山委員〕

それを理由に場所も減らせるので、（香川県漁業者の）操業場所をもっと確保できるかもしれませんね。そのあたりもきちんと計算しておかないといけません。

〔北尾会長〕

他に意見はございますでしょうか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

無いようですので、次に進みます。「瀬戸内海広域漁業調整委員会について」、事務局から説明をお願いします。

〔事務局（恩田主任技師）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

この件について、何かございますか。

〔橋本委員〕

兵庫県のはなつぎ網は、虚偽の報告をしています。（はなつぎ網の漁獲制限の上限がなくなって、）報告がなおさらルーズになっていると思います。獲り放題です。

〔事務局（恩田主任技師）〕

虚偽の報告については、かなり前から問題になっていると、県としても認識してございます。規制の上限がなくなって、きちんと報告しているのかということについては、県としても国にきちんと確認しろと言っておりますし、昨年300トンの漁獲に対しては、国のほうに現場へ行かせて確認させております。その結果、国が確認する限りは、虚偽の報告ではなかったという報告を受けております。ただ当然、この問題は、続いていく話だと思いますので、県としても引き続き国に対してしっかり確認するよう言うていくつもりです。規制そのものの内容については、継続協議ということで国とも協議していますので、今頑張っている方々が損しないよう、しっかり漁連と漁

業者の代表者と協議しながら進めていこうと思っております。

〔橋本委員〕

この問題は、兵庫の出方次第ですね。兵庫は、サワラの話が問題になってから、何十年も嘘ばかり言っています。

〔北尾会長〕

そうしましたら、最後の「その他」にまいりたいと思います。森委員、お待たせしました。

〔森委員〕

地球温暖化でサワラの入り込みが早くなっています。小豆島のさわら流しさし網業者のほうから、サワラの漁業開始時期を4月20日から4月10日に10日ほど早め、漁期の終期はその分、10日ほど早く終えるということで、2年ほど前から要望しています。もちろん他種漁業との関係もあるのでしょうかけれども、そういう要望が出てきているのでよろしくお願いします。

〔小見山委員〕

10日と言わないで、4月1日から、20日ぐらい前倒ししたいと要望してもよいのではないですか。

〔山本委員〕

前倒しの区域は、上（播磨灘）のことを指しているのですか、下（内間）のことを指しているのですか。

〔森委員〕

上のことです。

〔北野委員〕

さわら流せに限らず、環境が変化しているので、込網など、内海の他の漁業を含めて、一律に前倒しするよう審議してはどうでしょうか。

〔山本委員〕

（平成18年）当時、さわら流せが前倒しになって、多分津田あたりのバッチ網が一緒に前倒しになりました。その時に、同じ魚をとる漁法で、ひき釣りは対象になっていないという声があがっていました。そういうことも含めて、北野委員が言うように、同じ魚種をとる漁業は、平等に考えてくれないかという話です。

〔北尾会長〕

環境の変化により、漁期の全体的な見直しを、という話です。事務局の方はいかがですか。

〔事務局（柏山課長）〕

いますぐどうこうというのは申し訳ないですけども、やはり漁業の調整は必要ですし、一方で環境の変化もあるということで、いろいろご意見を伺いながら進めていかななくてはならない大きな課題だと、県としても認識しています。

〔嶋野委員〕

森委員さんの言われたことはよくわかります。サワラの入りが早くなってきています。一方で、漁船漁業は魚価も低迷、不漁が続いている中で、やはり他種漁業、特に底びき網との調整がつかないと、私も海区で諸手を挙げて賛成とは言えない立場にありますので、その点、県水産課なり、県下の底びき網協議会で議論していただい

て、理解が得られるのなら、サワラの入り込みに合わせた日にちに解禁させてあげたらと思っていますけれども、その辺りの理解が得られないのなら難しいと思います。

〔志摩委員〕

基本的には、この話は込網も含めて、各ブロックで物事をまとめないといけないと思います。中讃地区としては、込網の前倒しという声も十分にあがっています。県が本当に対応をまとめあげて、もちろん海区調整委員会にかけるのでしょうかけれども、その辺が一番の答えになるかと。県が中途半端な対応では、話のもっていきようがないし、しゃべりようもありません。

〔小見山委員〕

どこまでの同意がいるのかという話だと思います。

〔志摩委員〕

地区の中で意見を聴いて、どこまでの枠で前倒しをするのか、どっちにしても同意がいる、底びきだけなのか、その辺もきちんと速やかに回答してもらえるようお願いしたい。

〔小見山委員〕

仮に中讃地区だけでサワラの前倒しをしようとする場合、その他のブロックの意見は関係あるのでしょうか。

〔志摩委員〕

行けるところの許可の範囲によるのではないですか。例えば、宇多津なんかは高松も行けるので、関係してきます。きちんと話し合いをしないといけないと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

この問題は、一筋縄にはいかないと思いますが、そういう中で、気象変動の漁業への影響というのはあると思うので、儲けるためにはどうすればよいのかということは、考えていかなければならない課題だと思います。

〔小見山委員〕

課長はいつもそうやってうまいこと言ってはぐらかしていますが、やる気を見せてほしいです。みんな漁師は困っているのです。

〔志摩委員〕

儲かる漁業と言い出して、儲かったためしはありません。衰退はしているけれど、儲かったためしはありません。

〔事務局（柏山課長）〕

他の地区のことも考えながら、同意の範囲についても県として示していきたいと思っています。

〔北野委員〕

底びき網の少ない組合は、前倒しに同意ということで進んでいくでしょうけど、底びき網が多いと調整が大変です。瀬戸内にも庵治にも、底びき網が100隻近くいて、同意をもらうのは大変です。以前、中讃のさわら流せを4月20日に前倒ししたときも納得させるのに大変でした。

〔志摩委員〕

中讃にも底びき網は200数隻もあります。

〔森委員〕

さわら流せが操業している狭い間を、底びき網がこぎ抜けるのは大変かと思いますが、できることであれば前倒しをお願いしたいと思っています。それと最近、遊漁者が非常に多いと思います。5月1日からサワラのひき釣りが始まりますが、遊漁者はそれより前に船からルアーでサワラを釣り、それを人に売ったりしています。遊漁者は全国どこでも釣りができるということになっていますけれども、サワラ釣りで生活している漁業者もいる中で、何とか調整をするような話にもっていかせてもらえないでしょうか。

〔小見山委員〕

遊漁者のサワラ釣りは違反ではないですか。

〔森委員〕

ひき釣りでなかったら違反にはならないと聞いています。

〔志摩委員〕

許可漁業の対象になっていない魚種については日本中どこでも釣ってよいというのが原則であると思うのですが、サワラは許可漁業の対象になっているのですから、ジギングであろうと何であろうと、これは県が考えてくれるべき案件だと思います。ひき釣りという名目はあるけれども、サワラを釣るなら許可が必要なわけで、ジギングなら構わないという考え方は変だなという思いが私はします。

〔森委員〕

現在漁師は、サワラ漁業が解禁になっても週休2日とかでよい風の時にでも操業できず、操業期間が規制されるような状況になっています。遊漁の人も、5月1日より前に釣らないようにできないかなという考えです。

〔志摩委員〕

これは、県の考え方次第だと思います。結局、釣り漁業ではひき釣り、網漁業では流し網で許可している中で、メタルジグを使うのは構わないというのは、ちょっと矛盾しているなという思いは十分にあります。

〔山本委員〕

この問題は以前から言っているように、サワラだけではありません。イイダコ、マダコもそうです。以前松本委員が言われたように、遊漁船を取り締る法律がないと対処できません。香川県だけではなくて、岡山、兵庫などの近隣の県も含めて水産庁に要望しないとイケません。

〔志摩委員〕

香川では遊漁者の船からのマダコ釣りは禁止されていますが、岡山では遊漁者であっても（船から）マダコを釣ることが認められています。最近遊漁を始めた人は、そういったことを知らないので、平気で香川県に入ってきて釣っています。許可漁業の対象魚となっているものは、メタルジグであろうと（他のサワラを対象とした許可と）同等に考えてほしいと思います。

〔山本委員〕

他県の人を香川に入らせないようにすることはできるのですか。

〔松本委員〕

自由漁業のくくりなので、そういう縛りを付けることはできません。

〔志摩委員〕

釣り方によっては、許可がなくてもできるというのは、本来おかしいと思います。なぜならプロが例えばさわら流せをやるのには、許可が必要だからです。

〔三木委員〕

（濱本）前会長が課長の時に、私も海区の場で理屈を言ったことがあります、（前会長に）海は漁師だけのものではなく、みんなのものであると言われました。

〔志摩委員〕

プロの漁師はどうかということを知りたいのです。

〔山本委員〕

以前この委員会で、遊漁者に対して委員会指示で規制することができるというようなことを話していたと思います。

〔森委員〕

内海地区では、漁業者と遊漁者の協議会を作っていますが、漁場の監視に行っても遊漁者に対してお願いするしかないのです。強いことを言うと、脅迫されたとか、訴えてやるとか言われて、非常に困っています。漁師は昔からそこで商売をして生活をしてきています。

〔志摩委員〕

マル釣り（遊漁船業者）もこれからの課題になってくると思います。県はマル釣りの登録をしていますが、近い将来には、マル釣りという存在が脅威になる時代がくると思います。マル釣りが多いので、いい加減、この辺りでマル釣りの登録の制限を考慮してもらわないといけません。今の漁師が釣る量よりもマル釣りの方が多。我々漁師が資源管理を少々したところで、どうにもならないぐらいの数は釣り上げている。やらさないとか、釣らさないとか、そういう意見のたぐいではない。イイダコの時分から言っているように、「50も釣ったらもう十分だから帰ってください」というのが元々の漁師の意見です。「ほうほう、わかった」と言いながら、ふたを開けてみると300も500も釣って帰っているのを目の前で見るとなると、専門者はものを言わざるをえなくなるでしょう。

〔森委員〕

漁師は昔から、朝と晩のまじめに釣りに行って、日が昇ったら陸で待機しています。その間は海を休ませています。

〔志摩委員〕

1匹釣れてもよい人もいれば、きちんと潮の使い分けをして、しっかり釣っているプロに近い人もいます。釣りがいかんとは思っていません。けど（遊漁者の）釣る数と釣り方に問題があるかなと、各委員さんみんな同じことを思っていると思います。

〔事務局（柏山課長）〕

遊漁に対する思いというのは、前々からいろいろな場で聴いています。遊漁者についても資源の管理をする必要があるだろうという動き、先ほどの広域漁業調整委員会の中でも話をしましたが、クロマグロについてはそういうものも導入していこうという動きが出てきております。また、国についても資源管理を考慮してもらわないといけないという動きが出てきていますので、県としては、国に対して、遊漁者の資源管理というものについては、国が本来責任をもってやりながら、大きな方針を出してもらったうえで、現場の状況にあった形で県が動いていく必要があるだろうと考えていま

す。

〔森委員〕

よろしく申し上げます。

〔小見山委員〕

イイダコの問題はどうなっていますか。

〔恩田主任技師〕

遊漁者に規制をかけるということについて、県庁内で調整をしています。これと同時に、遊漁者が漁業者の要求を断れないための土台作りとして、漁業者の自主的な取組を推進してもらっているところです。

〔山本委員〕

何にしても時間がかかり過ぎます。イイダコ釣りは昔は許可漁業でした。これを自由にしたのがそもそも間違いだったと思います。

〔北野委員〕

ひき釣りの許可があるので、一般の人に年中サワラを釣るなどとは言えないけれど、期間を定めて（ひき釣り以外の釣りも）許可制にできないでしょうか。結局さわら流せを4月20日からやるとしたら、一般の人がサワラを釣るのも4月20日以降で、漁期の終わりも決めるということで、許可制にできるのではないですか。

〔北尾会長〕

一般の人には、サワラの許可は出していませんが。

〔北野委員〕

出していないけど、（ジギングなどで）釣れるんですよね。

〔小見山委員〕

今の許可を「さわらひき釣り」ではなくただの「さわら釣り」にすればよいのですね。

〔北尾会長〕

水産課も国に対しては、いろいろと要望をしています。遊漁については、議論をしますと尽きません。その他、質問等、何かございますか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは、以上で本日の会を終わります。ありがとうございました。

〔閉 会 午後15時10分〕

上記は第379回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登史郎

署名委員 宇 山 哲 司

署名委員 大 北 永 吏